

〔問〕

昭和43年度 (問題)

次の1～4のうち3問か、もしくは5～7を選んで解答せよ。

1. 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡した場合の措置について述べよ。
2. 責任準備金に関する保険業法及び同施行規則の規定について説明せよ。
3. 次の各々の場合、生命保険契約の死亡保険金にかかる税金について説明せよ。
  - (1) 契約者、被保険者が同一人で、受取人が契約者の相続人の場合
  - (2) 契約者、被保険者が同一人で、受取人が契約者の相続人でない場合
  - (3) 契約者、受取人が同一人の場合
  - (4) 契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合
4. 次の事項について簡単に説明せよ。
  - (1) 生命保険会社の合併
  - (2) 生命保険契約の復活
  - (3) 兼営の禁止
5. 適格年金信託はもっとも信託らしい信託といわれているが、合同運用指定金銭信託との対比において、この点を裏づける幾つかの事項を列挙し、説明せよ。
6. 厚生年金基金の設立形態ならびに設立の要件・手続について知るところを記せ。
7. 適格退職年金制度と退職給与引当金制度とを比較し、かつ、税法上の取扱いがどの様に異なっているか、法人税・所得税の両面から考察せよ。

## 昭和43年度 (解答)

1. 生命保険契約において戦争その他の変乱によって被保険者が死亡した場合の措置については、商法および約款の規定にその具体的な規定をみることができる。

すなわち、商法第683条は第1項において商法第640条の規定を準用し、第2項において保険金を支払わない場合の補足規定を置いているが、これ等の規定によれば、保険金支払いの特約がなければ保険金支払義務を負わなくとも良いものとし、かつ、保険金を支払わない場合には契約者に被保険者のために積立てた金額を返戻する義務を課している。

したがって、商法の立場によれば、会社のとるべき措置は特約(保険金を支払うべき何等の規定と解すべきである。)のない限りは保険者は保険金支払いの責を負うものではなく、契約者に被保険者のために積立てた金額(責任準備金)を返戻すれば良い。ただし、約款その他に別段の定めのあるときは、保険者は約款その他の定めに従った措置を講じなければならない。

次に、約款においては、通常、戦争その他の変乱が原因となって被保険者が死亡したときは保険金を支払わないものとし、被保険者の死亡が戦争その他の変乱によるときでも、それによる危険増加の程度によって死亡保険金を支払い、または削減して支払うことがある旨規定されているが、商法との比較において、「危険の程度に応じて保険金を支払うことがある。」と規定するところが著しく相違するところである。したがって、このような約款の下における会社の措置は、先ず、保険金を支払うかまたはその一部を削減して支払うか、あるいは全く支払わないかを決定しなければならない。(この決定に基づいて保険金を支払わない場合は、約款の規定の有無に拘らず、契約者に責任準備金を返戻すべきは言うまでもない。)

注・商法に言う特約は、予め一定の蓋然率の下で特別保険料を徴収して、戦争その他の変乱による場合をも考慮した規定と解すべきである。

会社のとるべき措置については上に述べたところであるが、何故このような措置が可能なのであろうか、すなわち、それは、保険制度が本質的に多数人による危険の分担を前提とするものであり、かつ、その危険の分担はその危険に対する蓋然率に基づいて定まるものであるが、戦争その他の変乱はこのような危険の蓋然率に対する予測を極めて困難ならしめるため、保険者が負担する危険の蓋然率の計算に戦争その他の変乱による危険が含まれていないためである。(戦争その他の変乱による被保険者の死亡についても保険者にその危険を負担せしめることは、保険制度そのものの存立を危くすることに他ならない。)

ところで、会社が保険金支払義務を免責とされる「戦争その他の変乱」とはどんな内容を持ったものであろうか。

通常、「戦争その他の変乱」という言葉は感覚的に使用されており、商法、約款は勿論その他において明確な定義をみることができない（国際法においてもその定義について説の分れるところである。）。しかし、商法および約款の規定は「戦争その他の変乱」に一定の法律効果（保険金支払義務の免責）を与えているので、少なくとも、何がそれに該当するか（定義）を明らかにしなければならない。

そこで、この定義づけに先立ってどのような立場でそれが為されなければならないかをみるに、2の理由で述べた如く、あくまで危険負担のために求めた蓋然率に影響を及ぼすか否かという点に求めなければならない。

さて、この様な立場でその定義を求めるとき、「戦争」と「その他の変乱」を特に厳密に区別して定義する必要は存しないと考えられるが、「戦争」については「国家間における強制手段で武力行使を伴うもの」と定義することが妥当と思われる。（敢えて、国権の発動であるとか、戦時国際法が適用される段階に到った武力行使とか、あるいは交戦団体として承認される必要があるとかという本来その定義について争われている論点迄をも考慮する必要はない。又、国家という概念についても必ずしも厳密に定義する必要も存しない。）したがって、具体的に「戦争」によって保険者が保険金支払義務の免責される場合として、直接戦斗行為によって死亡した場合のみならず、空襲によって死亡した場合は勿論、このような戦傷を原因として時間的または場所的間隔を経て死亡した場合も含まれると解される。また、このような免責の設けられた趣旨から推して、軍人のみならず民間人についての、あるいは自国が参戦国となっていない場合の事故についても保険者は「戦争」によって免責されるものである。

次に、同様な趣旨において「その他の変乱」の定義についてみるに「多数人の暴力を以て国権に反抗し、その暴力行為が通常の警察力を以て鎮圧し得ざる状態」即ち「人為的な騒乱によって社会の安寧秩序が乱れ、異常な状況を呈した状態」を言うものと解することが妥当である。（このような定義によってもなおその定義は莫としており、結局、個々のケースに判断を下さざるを得ないが、具体的には、内乱、一撥等の状態がこれに該当すると考えられる。）

注。我国の憲法第9条は「戦争の放棄」について規定し、我国には戦争はあり得ないとする考え方も出来るが、本免責についてそこまで考慮する必要はないと考えられる。

また、同条は条文の構成上国権の発動たる戦争と武力の行使または武力による威嚇を区別しているが、本設問においてこのような厳密な区別の必要のないことは既に述べたとおりである。

戦争その他の変乱によって被保険者が死亡した場合に、原則的に保険者が保険金支払義務から免責されることはこれまで繰返し述べたところであるが、真に保険者がこれを免責されるには「戦争その他の変乱」と「被保険者の死亡」との間に前者が原因となり後者が結果となる関係（因果関係）が認められなければならない。（被保険者が戦争その他の変乱の状態で死亡したとしても、何等戦争その他の変乱との間に因果関係がない場合には、保険者が保険金支払義務を免れるものではないことは商法および約款の規定上明確である。）

さて、一口に因果関係と言ってもその関係の捉え方には幾つかの類型的な段階があり、いかなる因果関係が存することを必要とするのであろうか。この点の判断も戦争その他の変乱による危険が危険負担のために求めた蓋然率にどの程度影響を及ぼすか基準に為されるべきであるが、同時に、保険本来の目的との関連をも考慮されるべきである。このような結果そこに最も妥当とする因果関係の程度は、戦争その他の変乱によって被保険者が死亡することが、経験上通常であると考えられることを内容とする相当因果関係説によることが妥当であると考えられる。

先にも述べた如く、「戦争その他の変乱」は「保険金支払義務の免責」という法律効果を伴うものであるが、「戦争その他の変乱」の判断は保険者においてこれを為すものである。ここに、「戦争その他の変乱」について立証の問題が存する。即ち、立証とは事実の存否（本設問においては相当因果関係説によって、保険者が保険金支払義務を免れる原因となるべき事実）を確定することを言うものであるが、この事実の存否が全く不明なときはこれを明らかにする責任（これを明らかにし得ないときは、それによって生ずる不利益を受任する責任）——立証責任——をどちらが負担するかの問題である。

一般に立証責任については、それによって利益を受くる者の側において負担すべきものであるが、この原則に本設問をあてはめるとき、利益を受ける者は保険金受取人ではなく免責の利益を受ける保険者であるので、立証責任は保険者において負担しなければならない。

（保険金受取人の利益は保険契約本来の権利であり、戦争その他の変乱に係る利益ではない

戦争その他の変乱によって被保険者が死亡した場合で保険金を支払わないときは、保険者は被保険者のために積立てた金額を契約者に返戻すべきことは1で述べたが、ここで被保険者のために積立てた金額とは業法第88条に規定する責任準備金を言うものであり、又、こ

の返戻義務のよって来る理由は保険契約の消滅（生命保険契約は被保険者の生死について契約するものであるため、これが確定した段階で保険契約は消滅する。）後、なお責任準備金を維持することは無意味であるとするためである。更に、この責任準備金を契約者に返戻すべきとしたことは、保険金受取人が保険金についてのみ権利が与えられているとし、保険金と言えない返戻金については契約者に返戻することが最も妥当と考えられるためである。

2. 保険会社は毎決算期に保険契約の種類に従って責任準備金を計算しこれを特に設けた帳簿に記載し、作成者が署名することを要する。（業法88条1項2項）違反に対しては罰則がある。（業法152条18号）

責任準備金とは保険契約上の責任を果たすために必要な金額として積み立てるべき準備金をいい、その計算に関して必要な事項は施行規則に定められている。（業法88条3項）具体的な計算方法は各保険会社の保険料及び責任準備金算出方法書に定めることとなっている。（業法1条2項4号、施行規則13条）

生命保険会社の責任準備金は未経過保険料と保険料積立金とから成るが、これを区別できるものについては区別して積み立てることを要する。（施行規則30条）保険料積立金の計算方式については純保険料式、チルメル式等があるが、保険料払込期間内で経過年数5年以内のものを除いて原則として純保険料式によって計算された額を下ることはできない（施行規則31条1項）が、業務及び財産の管理又は契約の移転の命令がなされた場合、又は特別の事情ある場合は大蔵大臣の認可を受けて純保険料式以外の積立方式で計算することができる。（施行規則31条2項）

生命保険契約を再保険に付した場合においても、大蔵大臣の認可を受けた場合を除き、責任準備金を積み立てなければならない。（施行規則29条）

損害保険会社の責任準備金については施行規則33条乃至37条に生命保険会社とは異った規定をおいている。即ち、責任準備金として積み立てるべき金額は未経過保険料と収支残額のうちいずれか多額の金額であることを原則としている。

3. (1) 契約者、被保険者が同1人で、受取人が契約者の相続人であるとき。

被保険者が死亡したことは、この場合被相続人である契約者が死亡したことである。

これによって、相続人である受取人が契約者の権利である保険金を相続したとみなされ、

受取人の受け取った保険金について相続税が課せられることになる。(相続税法3条の1)  
しかし、この受け取った保険金のうち100万円×(相続人の数)に相当する金額は課税  
価格に算入されないことになっている。(相続税法12条の4)

- (2) 契約者、被保険者が同一人で、受取人が契約者の相続人でないとき。

この場合は、契約者からの遺贈とみなされ、受取人の受け取った保険金金額が相続税の  
課税対象になる。(相続税法3条の1)そしてこの場合の税額は、受け取った保険金金額  
について算出された相続税額(相続税法16、17条)にその100分の20に相当する  
金額を加算した金額である。(相続税法18条)

- (3) 契約者と受取人が同一人のとき。

自分の財産を自分で受け取ることになるのであるから、一時所得として所得税が課せら  
れることになる。この場合の課税価格は、次のようにして計算される。(所得税法34条)

$$(\text{保険金} - \text{正味払込保険料} - 30\text{万円}) \times \frac{1}{2}$$

- (4) 契約者、被保険者、受取人がそれぞれこととなるとき。

この場合は、受取人が契約者から財産を贈与されたこととみなされ、保険金金額が贈与税の  
対象となる。(相続税法5条) なお、贈与税の計算にあたっては、課税価格から40万  
円が控除されることになっている。(相続税法21条の4)

#### 4. (1) 生命保険会社の合併

合併には、吸収合併と新設合併とがある。

株式会社相互間の合併または相互会社と株式会社との合併は、商法および保険業法の規  
定に従うことが必要であり、合併後の会社は、前者の場合は株式会社であるが後者の場合  
は相互会社になるのが原則となっているが株式会社でもよいとされている。また、相互会  
社相互間の合併は、保険業法の規定により合併後は相互会社になる。(保険業法130条)

合併にあたっては、株主総会または社員総代会の特別決議を必要とし(業法109条)、  
決議されたときは、決議の日より2週間以内に合併契約の要旨および各会社の貸借対照表  
を公告するとともに合併される保険契約者に異議の催告をしなければならない。その結果、  
もし一定期間内(1カ月を下るを得ない)に異議を述べた保険契約者が移転されるべき保  
険契約者の10分の1を超えるか、またはその保険金額が移転されるべき保険金額の10  
分の1を超えるときは合併はできないことになる。(業法128条)

また、合併は主務大臣の認可を受けなければその効力が生じないことになっている。

(業法110条)

合併に際しては保険契約に関する計算の基礎、契約条項の変更を定めることができるが、この場合には変更される保険契約と同じ種類の契約についての新契約の締結は、停止しなければならないし、また財産の処分等も停止しなければならない。

(業法129条)

社員関係は、合併後の会社が相互会社であるときは合併で存続または設立する会社の社員となり、株式会社であるときは合併で消滅する相互会社の社員は、社員としての地位を失うが保険関係の権利義務は当然そのまま株式会社が承継することになる。

(業法131条)

## (2) 生命保険契約の復活

保険契約者が保険料の払込をしないで所定の期間を経過すると契約は失効するものとするのが通例である。その後再び保険に加入を希望しても年齢その他の事情により不利となる場合があり、あるいは不可能となる場合がある。そのために契約者の便宜を考慮し、一定の要件の下に従前の契約が失効しなかったのと同様の効果を生ぜしめる制度を約款において設けるのが普通である。これを契約の復活という。

復活の手続としては一般に、失効後一定期間内に被保険者の健康状態を知るに足る書類を提出して復活の請求をし、これに対して会社が承諾を与えることによって復活の効力を生ずるものとする。会社の復活の申込を承諾したときは、その時から契約は失効前の状態を回復するが、新契約成立の場合における責任開始期、告知義務、無効の規定を準用するのが一般である。従って会社の指定した期日までに延滞保険料(利息を付加する場合もある。)を払い込んだときに契約上の責任を負うことになり、また復活した契約に対しては失効前の契約について存在した瑕疵は復活後においても主張でき、また復活の時を基準として告知義務違反の主張をなし得る。

復活の性質については、あるいは従前の契約と同一内容を有する新しい契約の締結とし(新契約説)、あるいは契約者の一方的な意思表示により効力を生ずるとする(単独行為説)説もあるが、前説によれば、解除、無効等失効前の契約に存在した瑕疵を復活後主張し得ず、後の説では保険者の危険選択の機会を与えず適当でない。従って復活は約款の定める所に従い、契約当事者間の合意により、以後契約失効前の状態を回復することを内容とする特殊な契約と解する説が妥当とされている。

### (3) 兼営の禁止

#### 狭義の意味における兼営の禁止

##### ア. 生損保事業の兼営禁止

保険会社は、他業の経営を制限されると同時に、保険業法第7条により、生命保険事業と損害保険事業との兼営が禁止される。

これは、生命保険においては、危険の発生が統計的に正確に把握しやすいのに対し、損害保険においては比較的推測の加わった基礎の上になりつつあるほか、生命保険事業と損害保険事業とはその負担する危険の性質、保険料および責任準備金の算定の基礎をなす統計表の精粗、契約期間の長短、その他の面において著しい相違がみられるため、仮に、同一の会社で両事業を兼営するとすれば、損害保険において大損害が発生した場合それによって生じた会社の欠損を生命保険の利益で補填することになりかねないなどそれぞれの事業の合理性に支障を来たすおそれがあるとするところにある。

##### イ. 禁止の例外

この生損保事業の兼営の禁止の例外事項として、損害保険としての性質を有する生命保険の再保険事業を生命保険会社が営むことが認められている。(保険業法第7条ただし書)

再保険と元受保険とは数理的基礎において共通するところから、元受保険が生命保険の場合には、その再保険については生命保険会社が営みうるものとしたところにあると解されている。

##### ウ. 問題点

保険業法第7条は、上述したように生損保事業の兼営を禁止しているが、法文上、生命保険事業と損害保険事業の具体的内容について何ら定めがないため、何が生命保険事業で、何が損害保険事業かは、他の法律面から、あるいはその法制史面から、将又行政上の配慮面等からこれを判断するほかはない。このため、傷害保険につき、単独の商品とする場合には損害保険事業が、特約商品として取り扱う場合には生命保険事業がこれを営むなど、いわゆる「第三種保険」の取扱いについて現実的な観点の配慮に基づいて解決がなされるといった現象を来している。

#### 広義の意味における兼営の禁止

保険業法第7条は、生損保事業を併せ営むことを禁止しているのであって、その法文

上「兼営」という言葉は使用されていない。ただ、第7条の法文の見出しが「兼営の禁止」とされているため、あるいは保険業法上保険事業についての定義はあるも上述したとおり生命保険事業と損害保険事業の定義がないところに鑑み、特にこれが併営の禁止を規定しなければその併営が可となることなどのため一般に保険関係法の解説書においてはこれを「兼営の禁止」としてとらえているにすぎない。

したがって、「兼営の禁止」なる概念を、「専業主義」という概念、すなわち一事業主体が2以上の事業の主体となることを禁ずるものであると解せば、保険業法第5条のいわゆる「他業の制限」もまた広義の意味における「兼営の禁止」の概念としてとらえることができよう。

#### ア. 他業の制限

「兼営の禁止」を上述したように広義に解すれば、保険業法第5条の「保険会社は他の事業を営むことを得ず」とする規定もまた、兼営の禁止をうたっているものといえよう。

ここにいう「保険事業」とは、保険業法第1条に規定されるところのものをいうと解される。

一方、「他の事業」とは、保険事業とは独立した事業という意味であって、例えば、財産利用の方法としての業務や付随業務は、「他の事業」には含まれないと解されている。「他の事業」をそのように解すると、實際上どこまでが保険事業でどこから他の事業になるのか判断は極めて微妙になるが、保険会社がビルディングを建築して運営すること、生命保険会社が契約者や被保険者のために健康増進・疾病予防の施設を運営したり、火災保険会社が被保険者の家屋等に消火防火の設備を施すことなどは、財産利用の一方策として、また、保険事業運営に関連した行為としてそれぞれ「他業」には該当しないものと考えられている。いずれにしても、具体的な事業が、保険業法上制限されている「他業」に該当するかどうかは、一に立法の趣旨に基づいて判断されるべきものとされている。

なお、保険会社が、このような「他業の制限」を受ける所以は、保険事業が特殊の経済制度で特に綿密な統計数理を基礎として一定の計画に則り合理的永続的に運営されるべきであって、同一の会社で保険事業以外の事業を営むことは事業の収支に損失その他の影響を来すおそれがあるからである。

#### イ. 禁止の例外

この広義の「兼営の禁止」についても、狭義の場合と同様、例外がある。

その一は、生命保険会社が、主務大臣の認可を受けて、その支払う保険金について信託の引受をなす業務を営むことであり、

その二は、損害保険会社が、損害保険取引の代理媒介業務を営むことである。

これは、いずれも保険契約者の便宜を図る趣旨に出たものであると一応解されている。

5. まず、「信託らしい信託」とは、すなわち「信託の特質」とは何か、を説明し、それらの点をめぐって、合同運用指定金銭信託と適格年金信託とを対比し、後者が何故信託らしい信託といわれるかを論ずることとする。

#### ア. 信託の特質

##### a. 信託目的

信託法第1条は「本法ニ於テ信託ト称スルハ、財産権ノ移転其他ノ処分ヲナシ、他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲナサシムルヲ謂フ」と定義している。この規定から

(1) 委託者から受託者への財産権の移転

(2) 受託者をして、一定の目的に従い財産の管理・処分をなさしめること

の二つが信託の内容であると考えられる。更によく考えてみると、(1)の行為も(2)の「一定の目的」を達成せんがためのもので、いわば信託の中心概念は、「一定の信託目的」といえ、この信託目的を達成するのに好都合の状態をつくり出すために、委託者は受託者に財産権を移転し、受託者は信託目的に従った管理・処分を行なうことを義務づけられるものと考えられる。

##### b. 受益者の存在

信託目的に従い受託者が管理・処分を行なった結果は、信託設定の際指定された受益者に帰する。(信託法第7条)ここにおいて、委託者、受託者、受益者の三者関係が形成されることが明らかにされている。

##### c. 実績主義

信託目的達成のため、受託者は善良なる管理者の注意をもって信託事務を処理すべきものとされ(信託法第20条)管理失当・信託の本旨に反する処分等により信託財産に損失を生じた場合には、損失填補の義務を負うが(信託法第27条)反面、善良なる管理者の注意をもって信託事務を処理した上は、たとえ損失が生じても填補の義務はなく、

受益者に対する債務履行の責任は、信託財産を限度とする。(信託法第19条)ここにおいて信託の実績主義が明らかにされている。

#### d. 分別管理

委託者から受託者に信託された財産権は、a(1)に述べた通り委託者の財産から切り離されると同時に、受託者もこの財産権を、自己の名義とはするものの、自己の固有財産とは明確に分離し、かつ他の信託財産とも分別して、管理しなければならない。(信託法第28条)この分別管理は、信託目的に従って受託者が管理・処分した結果をそのまま信託財産に反映させようとする前記cの実績主義を裏づけるものである。

#### e. 信託の終期

信託法第56条は、「信託行為ヲ以テ定メタル事由発生シタルトキ、又ハ信託ノ目的ヲ達シ若ハ達スルコト能ハザルニ至リタルトキハ信託ハ之ニヨリテ終了ス」と規定している。もともと信託目的を達成するために信託が設定されるのであるから、その信託目的を達成し、或いは達成し得ないことが明白になった場合には、当然にその信託は終了するとの考え方である。

### イ. 合同運用指定金銭信託と適格年金信託との対比

上記アの5つの信託の特質について、合同運用指定金銭信託と適格年金信託の両者を対比し、後者が信託らしい信託といわれる所以を考察する。

#### a. 信託目的

合同運用指定金銭信託の信託目的が、単なる「利殖」であるのに対し、適格年金信託では、「退職従業員に対する年金・一時金の給付」が信託目的として明確に掲げられている。後者においても無論信託財産は利殖されるが、それは金銭の信託である以上、当然のこととされている訳であり、ことさらに「利殖」を信託目的に掲げている前者に比して、信託らしい信託ということが出来る。

#### b. 受益者

合同運用指定金銭信託では、信託目的が単なる「利殖」である関係上、受益者は委託者自身である場合(自益信託という。)が多く、第三者を受益者とすることは例外的である。これに対し適格年金信託では、受益者は委託者(企業)の許から退職する従業員であり、当然委託者とは別人である。(他益信託という。)

既述のとおり、信託法は、委託者、受託者、受益者の三者を本来の信託関係人として予定しているものであり、この点からも後者の方が信託らしい信託であるといえる。

なお、適格年金信託では、受益者たる「年金・一時金の受給資格を得た退職従業員」は、信託設定当時不確定又は非存在なので、信託法第8条の規定に基づき、信託行為により、受益者に代って権利の行使を行なう信託管理人が定められることとなっている。

#### c. 実績主義

合同運用指定金銭信託では、運用収益のうち受益者に帰すべきものは、「予定配当率……2年もの年利6.20%、5年もの年利7.03%」の形で予め定められており、いわば実績主義の修正が行なわれている。運用の良否は受益者には反映されないのである。その反面、元本補填、収益補足の特約が可能である。

これに対し、適格年金信託では信託財産の運用成果は完全に受益者に反映される。すなわち、運用収益から信託設定行為で予め定められた信託報酬を控除したものが、毎収益計算期ごとに元本に加えられる（元加される）のである。その代り、元本補填、収益補足の特約は付せられない。この様に実績主義が貫かれている点でも、後者の方が信託らしい信託といえる。

#### d. 分別管理

合同運用指定金銭信託においては、その名の示す通り、各委託者からの信託による信託財産は、すべて合同して運用されている。これは信託法第28条但書きにより可能とされているのであるが、同条の条文「信託財産ハ固有財産及他ノ信託財産ト分別シテ之ヲ管理スルコトヲ要ス但シ信託財産タル金銭ニ付テハ各別ニ其ノ計算ヲ明ニスルヲ以テ足ル」から見ても例外的な取扱であることが判る。

これに対し、適格年金信託では、実績主義を貫き、個別基金の運用実績を把握することとの関連上、分別管理は信託法の規定通りに守られている。この点についても後者の方が信託らしい信託といえる。

#### e. 信託の終期

合同運用指定金銭信託の信託期間は確定期間として定めなければならない。これはcに記述した予定配当率との関連上必要とされるものである。

これに対し適格年金信託では、年金制度の運営が円滑に行なわれる限り、信託目的である「退職する従業員に対する年金・一時金の給付」の達成は永遠の彼方にあるので、エンドレスであり、信託契約上は「委託者の事情による解約・拠出延滞による終了まで」（双方共、信託法第56条「信託ノ目的ヲ達スルコト能ハザルニ至リタルトキ」に該当する。）という表現で規定されるのが通例であり、この点においても後者の方が信託らしい信託といえる。

6. 厚生年金基金の設立形態，設立要件，手続については，厚生年金保険法，厚生年金基金認可基準 第1 基金の設立に関する事項，厚生年金基金認可基準取扱要領（内規） 第1 設立に関する事項で詳細に規定しているが，要約すれば次の通りである。

#### I 設立形態

事業主が1又は2以上の適用事業所について基金を設立する単独設立と，適用事業所の事業主が共同して基金を設立する連合設立，総合設立がある。

##### (1) 単独設立

一企業が単独で一基金を設立する形態で，原則としてその企業に属するすべての事業所について同一の基金を設立することを要する。この例外が認められるのは，企業の合併の場合，又は特定事業所について労働組合の同意が得られず，当該事業所の不参加によって基金の設立目的ないし運営が阻害されないと認められる場合である。

##### (2) 連合設立

二以上の企業が共同して基金を設立する場合で，主力企業を中心として企業相互間に株式の持合，人事の交流等，企業間に特別な密接な関係があり，有機的連携性があると認められることを要する。

##### (3) 総合設立

二以上の企業が共同して基金を設立する場合で，同種同業であって，その組織母体が強力な指導統制力を有するか，若しくは当該職域に健康保険組合が設立されており，その運営が健全かつ良好であることを要する。

#### II 設立の要件

##### (1) 人員規模

年金数理の基準となる過去の実績に照らして，将来にわたって，基金の運営に支障をきたさない程度の人員規模として，被保険者の数は第四種被保険者を除き，常時1,000人以上でなければならない。総合設立の場合は行政指導で3,000人以上としている。

##### (2) 企業の事業，財務，社会保険業務の状況等

基金を設立しようとする企業の事業状況，財務状況及び社会保険業務の処理状況並びに設立しようとする基金の組織等に照して，基金の事業運営が将来にわたって，長期に，かつ，健全に継続される見通しがあることが要件となっている。

### Ⅲ 設立の手続

#### (1) 被保険者の同意

適用事業所の事業主は、基金を設立しようとする事業所に使用される被保険者（第四種被保険者を除く）の $\frac{1}{2}$ 以上の同意を得ること。

#### (2) 労働組合の同意

適用事業所の事業主は基金を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者の $\frac{1}{3}$ 以上で組織する労働組合があるときは、事業所毎に当該労働組合の同意を得ること。

#### (3) 規約の作成と申請手続

基金を設立する事業主は、上記被保険者、労働組合の同意を得て、基金の名称、事務所所在地、適用事業所の名称・所在地、代議員会、役員、加入員、標準給与、給付、契約、財務、解散及び清算、業務委託等、組織及び業務に関する事項を定めた契約を作成し、初年度の予算書、掛金の算出の基礎を示した書類、被保険者同意書、労働組合同意書等を添えて、厚生大臣に認可申請をする。予備申請、本申請を経て、厚生大臣の認可をうることができる。

7. 適格退職年金制度は、当該本事業主が信託銀行あるいは生命保険会社と退職年金契約を締結し、掛金を外部に拠出することによって、年金、一時金給付の源資を事前に準備する積立制度である。

これに対して、退職給与引当金制度は、毎年の退職給与の所要源資を社内で運用しながら、その一定限度の額をあらかじめ負債として引当てる制度である。

このような両者の性格の相違によって、法人税法上および所得税法上の取扱いは以下のとおり異なっている。

#### (1) 法人税法上の違い

##### ① 損金算入額

適格退職年金契約に基づいて、事業主が年金基金として外部に拠出した掛金は、当該事業年度の所得額の計算上、損金に算入される。（令第136条）

一方、退職給与引当金制度による場合は、その引当てが確定債務としての性格をもっているものについてのみ損金算入が認められており、退職給与引当金勘定への繰入限度までの額（法第55条）と退職給与の支給額が損金に算入される。

まず、繰入限度額は令第106条によれば、つぎのとおり。

ア. 各事業年度終了の日において、在職する使用人の全員が同日現在で、自己都合退職した場合の退職給与の額（期末退職給与の要支給額）から、当該使用人のうち、前事業年度末から引き続き在職する者の全員が前事業年度末現在で、自己都合退職した場合の退職給与の額（前期末退職給与の要支給額）を控除した金額

イ. 期末退職給与の要支給額の  $\frac{50}{100}$  に相当する額から、前期から繰り越された退職給与引当金の期末現在額を控除した金額

労働協約により、退職給与規程を定めている法人の場合は、このア. イ. のうち、いずれか少ない金額となるが、就業規則により退職給与規程を定めているか、または税務署長にあらかじめ規程を届け出た法人の場合はさらに

ウ. 期末在職使用人に対して、当期中に支給した給与の総額に4%を乗じた金額によって繰入限度額は制限される。

つぎに当該事業年度に支給された退職給与の額は、全額が損金に算入されるが、一方、令第107条によって退職給与引当金勘定から、退職した使用人の前期末退職給与の要支給額をとりくずすことになり、その額は益金に算入される。

以上の損金算入額でみたとおり、退職給与引当金制度が、自己都合ベースの要支給額を基準として組み立てられているのに対して、適格退職年金では適正な掛金の全額であるため、定年給与および終身給付までもり込めるところに大きな違いがある。

## ② 特別法人税

適格退職年金の場合は、信託銀行または生命保険会社に対して、各事業年度の退職年金積立金を基準に、法人税が課せられる（法第8条）。これを特別法人税といい、会社掛金の給与所得課税を支給時まで繰り延べたことによる利益について課税するもので、税率は年  $\frac{1}{100}$  とされている。（法第87条）。

退職給与引当金にはこの取り扱いはない。

## ③ 要留保額をこえる額の返還

適格退職年金で信託契約の場合は、契約締結時から5年以内の一定期間が経過するごとに、信託財産の価額が要留保額をこえる額があれば、その全額を掛金に当てるか、事業主に返還しなければならない（令第159条第7号）。このようにして事業主に返還された額は益金に算入される。

## (2) 所得税法上の違い

### ① 生命保険料控除

適格退職年金においては、従業員の掛金は所得の計算上、生命保険料控除が認められる。ただし、他の生命保険料と合算され、37,500円が限度とされている。(法第76条)。

## ② 支給時の取り扱い

両制度から支給される給付に対しては、原則として所得税が課せられる。

まず、適格退職年金契約から支給される退職年金は、法第29号第2号によって給与等とみなされて、給与所得とされ、また退職一時金は法第31条第2号によって退職手当等とみなされ、退職所得とされている。

ただし、退職年金、退職一時金とも、従業員負担掛金があるときは、これに対応する部分の金額を控除した残額が給与所得または退職所得とされる。なお、遺族年金、遺族一時金については、所得税は非課税とされており(法第9条第3号)、遺族年金は受給権に対し、遺族一時金は退職金として、それぞれ相続税が課せられる。

一方、退職給与引当金制度によって支給される退職給与は、法第30条によって退職所得とされている。